



いまだ収束が見えない新型コロナウイルスの猛威。給付金や貸付制度による生活の安心や、中小企業・個人事業主の事業継続にむけての支援をさらに拡充することが求められています。この難局を乗り切るために国会議員や横浜市議員とも力を合わせ、コロナ禍と戦ってまいります。

さらなるコロナ対策に全力

コロナ支援策の期限を延長

1. 「緊急小口資金」と「総合支援資金」の特例貸付および「住居確保給付金」の再支給を当面6月末まで延長。

【緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付】

コロナ禍による収入減少などにより一時的に生活が困難になった場合に借りられる「緊急小口資金」(最大20万円)や、失業者などの生活再建を支える「総合支援資金」(最大120万円)の特例貸付を実施しています。この両方を借り切ってなお経済状況が厳しい方には「総合支援資金」の再貸付(3か月分最大60万円)が可能になり、貸付額は最大200万円に。また、緊急小口資金については2021年度か2022年度に住民税が非課税であれば、返済が免除されることとなりました。

＜お問合せ＞TEL.045-392-0022(横浜市旭区社会福祉協議会)
TEL.0120-46-1999(厚生労働省コールセンター)

【住居確保給付金】

コロナ禍による収入減少などにより住居を失うおそれがある方に家賃相当額を支給します。原則3か月間を最長12か月間に延長したほか、いったん支給が終了した方に対し3か月間の再支給が認められるようになりました。

＜お問合せ＞TEL.045-954-6104(旭区役所生活支援課)

2. 労働者が申請する「休業支援金」の申請期限を5月末まで延長。

【休業支援金】

会社から休業手当を支給されない労働者に直接給付する「休業支援金」。中小企業の労働者に加え、大企業の非正規労働者も対象にしています。このたび、2020年4月～9月と10月～12月の期間に休業した中小企業労働者の申請期限を3月末から5月末に延長しました。大企業と2021年1月～4月に休業した中小企業の申請期限は変わらず7月末までです。

＜お問合せ＞TEL.0120-221-276(厚生労働省コールセンター)



コロナ支援策の対象を拡大

1. 子育て世帯への特別給付金を“ふたり親”にも

児童扶養手当の受給世帯など低所得のひとり親家庭に対し、これまで1世帯当たり5万円、第2子以降は1人当たり3万円を加算する「臨時特別給付金」を2回実施しました。今後は“ふたり親”の低所得世帯にも対象を拡大し、第2子以降の加算額も5万円に引き上げます。

＜お問合せ＞TEL.0120-694-281(横浜市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター)

2. 就職を目指すひとり親を支援

新しい職に就くため、ひとり親が1年以上の訓練を要する国家資格等の取得を目指す場合に支給される「高等職業訓練促進給付金」を6か月以上の訓練を要する民間資格等を取得する場合にも拡大します(月10万円)。また、住居確保給付金とは別に、就労訓練中のひとり親に対し住宅資金を無利子で貸し付けます(月4万円、償還免除付き)。

＜お問合せ＞TEL.045-671-2390(横浜市子ども青少年局子ども家庭課)

事業者への支援を拡充

1. 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

時短営業にご協力いただいた飲食店等に協力金を交付します。

＜お問合せ＞TEL.045-330-4892(協力金コールセンター)

2. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

飲食店の時短営業などで影響を受ける取引先事業者ごとに支給される一時支援金を中小法人には40万円→60万円、個人事業主には20万円→30万円に増額しました。

＜お問合せ＞TEL.0120-211-240(一時支援金事務局相談窓口)

3. 雇用調整助成金(新型コロナの影響に伴う特例)

従業員の雇用維持を図るために、雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成します。4月30日まで特例措置を延長しました。

＜お問合せ＞TEL.045-277-8815(神奈川県労働局神奈川助成金センター)

★支援についてのご相談は0570-056774神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルで承ります。一部のIP電話など上記番号につながらない場合は045-285-0536まで。いずれも平日9:00～17:00
「音声案内」が流れたら事業活動への支援については3[経営相談に関すること]を、生活一般に関する支援については4[その他]を選択してください。

白根通り [斉藤橋前]が 広がりました

川を覆う形で道路などを設置することは河川法で厳しく制限されているため、白根通りの拡幅工事についても中坵川に架かる斉藤橋付近が手つかずの状態でした。

しかし、ここは道幅が狭い

ことから十分な歩行スペースを確保できず、過去に小学生が重傷を負う事故も発生している危険箇所。拡幅は地域にとって永年の願いでした。

私は地域の方々の声を受け、当時の神奈川副知事に「(道路を造る)横浜市も法律の許す範囲で拡幅が図れるよう工夫したいと言っている。河川管理の権限を持つ県として、前向きに対応するよう」要請いたしました。

その後、県と市の調整が進み、昨年から工事が行われてきましたが、このほど完成。車道を7m幅に広げ、その両側に約2m幅の歩道が設置されました。



安心して歩ける道になりました



大型バスもすれ違えるように



河川法をクリアした新たな護岸

二俣川駅南口を時差式信号に

万騎が原から二俣川駅南口に至る「自然公園通り」。駅前交差点がネックとなり、激しい渋滞が常態化していました。

ジョイナステラス側から出てくる車が途切れるのを待っているうちに信号が赤に変わってしまい、本宿方面に右折する車が進めなくなるために起きていた渋滞でした。

そこで私は昨年10月、右折時間を担保するため「時差式」信号を要望。当初警察は鴨居上飯田線の一部供用に合わせてとの方針でしたが、現状を理解していただき、早期の整備が実現しました。



約10秒の時差で渋滞が改善

「安全」「円滑」な交通のために

今宿東町 遊歩道の やぶを刈る

帷子川沿いの河川管理用通路に造られた遊歩道。一部につる性の雑草などが繁茂し、人が歩けないだけでなく、並木道の美観を損ねておりました。旭土木事務所にお願ひし、雑草をきれいに刈っていただきました。



(施工前)



(施工後)

西川島町十字路安全対策

国道16号線の回転ずし「ぐるめ亭」前から西川島町公園を経て鶴ヶ峰方面に至る路線で、道幅は狭いのですが、抜け道として使われることもあり、交通量は少なくありません。ルート上にある十字路(西川島町31番地前)には、横断歩道や通学路の標識、カーブミラーが設置されていますが、ドライバーに一層の注意を促すため旭土木事務所にて交差点を示す赤枠と+マークをペイントしていただきました。



(施工前)



(施工後)

笹野台2丁目十字路安全対策

野境道路から金が谷方面への抜け道として利用する車が速度を上げて下る「境友坂」。その途中の十字路です。境友自治会館の裏で、すぐ近くに保育園もあります。ここも西川島町と同様の赤枠と+マークに加え、路側帯を示す白線をペイントしていただきました。ドライバーに車道を狭く感じさせることで速度抑制が期待できますが、効果については検証も必要です。横断歩道が見えにくくなっているので、警察に塗り直しを要望しています。



(施工前)



(施工後)



県営団地を 住みやすく

県営今宿団地においては、これまでも住民の方々のご要望に応じ、通路の舗装や階段のスロープ化、手すりの設置などを行ってまいりました。今回は、4号棟と5号棟の間の階段のスロープ化と、8号棟と9号棟の間の通路が未舗装でしたので階段・手すりとあわせて整備しました。残るご要望箇所についても早期に修繕できるよう努力します。